

平川市分別収集計画

(令和4年6月)

平 川 市

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
(法 第8条 第2項 第1号)	
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
(法 第8条 第2項 第2号)	
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分	4
(法 第8条 第2項 第3号)	
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
(法 第8条 第2項 第4号)	
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	7
(法 第8条 第2項 第5号)	
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	9
(法 第8条 第2項 第6号)	
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	11

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体が、それぞれの立場での役割を認識し、履行することが非常に重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量化、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたり、基本的方向を以下に示す。

- ①市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、三者が一体となってごみ排出抑制と資源再利用促進化の取り組みを図る。
- ②市民参加型のごみ減量とリサイクル運動をより積極的に促進する。
- ③市民及び排出事業者への広報等による啓発や普及活動、指導を尚一層推進する。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年計画とし、令和7年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、「アルミ製容器」「スチール製容器」「ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）」「飲料用紙製容器」「ダンボール」「その他の紙製容器包装」「ペットボトル」「その他のプラスチック製容器包装」を対象とする。

なお、令和4年4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたこと及び津軽地域ごみ処理広域化協議会において協議されている、令和8年度からの広域処理を踏まえ、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集について、収集作業の効率、コスト、施設整備状況などを勘案し、市民に分かりやすくかつ効率的な分別・収集方法について検討していく。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
容器包装廃棄物	2,199	2,178	2,155	2,134	2,112

各年度における容器包装廃棄物の種類別の排出量の見込み

（単位：t／年）

		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
缶	スチール	76	75	74	73	73
	アルミ	119	118	117	116	115
	小計	195	193	191	189	188
びん	無色ガラス	195	193	191	189	187
	茶色ガラス	151	150	148	147	145
	その他ガラス	34	33	33	33	32
	小計	380	376	372	369	364
紙	紙パック	54	53	53	52	52
	ダンボール	332	329	325	322	319
	その他紙製容器	272	270	267	264	261
	小計	658	652	645	638	632
プラスチック	ペットボトル	207	205	203	201	199
	その他プラスチック	759	752	744	737	729
	小計	966	957	947	938	928
合計		2,199	2,178	2,155	2,134	2,112

- ・ごみ排出量に占める各容器包装廃棄物の割合は、「市町村分別収集計画作成手引き（十訂版）P33表2-3-1の平均数値により算出。

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施するにあたり、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

○啓発活動の充実

児童生徒の環境意識を育むため、小中学校への環境に関する情報提供等を積極的に行う。

また、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方、3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進に関する啓発活動に積極的に取り組む。（ポスター・チラシ・広報誌・ホームページ・ごみ収集アプリ）

○容器包装廃棄物分別の徹底

広報により、容器包装廃棄物の分別の徹底を図る。

また、スマートフォン等で、ごみの分別について、手軽に調べることができる、ごみ収集アプリの活用を推進する。

○家庭ごみの有料化

家庭ごみの減量化・リサイクルの推進、環境意識の高揚、ごみの量に応じた費用負担の公平性を図るため、家庭ごみ（可燃・不燃）の有料化を平成20年度より、粗大ごみについても、平成25年7月より有料化した。

○容器包装廃棄物回収拠点の設置

平成22年4月より、地域ごとに容器包装廃棄物を毎日（年末年始を除く）排出可能な回収拠点を設置している。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

収集及び保管の委託先の設備等を勘案し、収集に係る区分を以下に示す。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	かん
主としてアルミ製の容器	
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主としてダンボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t/年)

分別収集をする 容器包装廃棄物の種類	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
①主としてスチール製の 容器	24.54	24.26	23.98	23.71	23.44
②主としてアルミ製の容器	35.96	35.55	35.13	34.72	34.32
③無色のガラス製容器	35.76	35.39	35.02	34.65	34.29
④茶色のガラス製容器	38.50	38.08	37.64	37.22	36.80
⑤その他のガラス製容器	28.08	27.80	27.52	27.25	26.97
⑥主として紙製の容器であ って飲料を充てんするた めのもの(原材料としてアル ミニウムが利用されて いるものを除く。)	2.38	2.35	2.33	2.30	2.27
⑦主としてダンボール製の 容器	95.73	94.71	93.69	92.68	91.69
⑧主として紙製の容器包装 であって上記以外のもの	1.97	1.96	1.95	1.93	1.92
⑨主としてポリエチレンテ レフタレート(PET)製の容 器であって飲料又はしょ うゆ等を充てんするた めのもの	66.19	65.46	64.72	64.00	63.28
⑩主としてプラスチック製 の容器包装であって上記 以外のもの	135.00	133.55	132.07	130.62	129.20
(うち白色トレイ)					

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度（令和3年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は人口推移から平均推移率を積算し、次のとおり設定した。

R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
30,025人 (対前年度比)	29,730人 (対前年度比)	29,424人 (対前年度比)	29,125人 (対前年度比)	28,830人 (対前年度比)
99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%

10.分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行なう。

ただし、平賀地域・碓ヶ関地域は、弘前地区環境整備事務組合に、尾上地域は黒石地区清掃施設組合に加入しており、両地域間で実施体制が異なる。

①平賀地域及び碓ヶ関地域

	容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金 属	スチール製容器	かん	市（委託）に よる定期収集	弘前地区環境 整備事務組合
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん	市（委託）に よる定期収集	弘前地区環境 整備事務組合
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	市（委託）に よる定期収集	弘前地区環境 整備事務組合
	ダンボール	ダンボール		
	その他の紙製容器包装	その他の紙製容器包装		
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	市（委託）に よる定期収集	弘前地区環境 整備事務組合
	その他のプラスチック 製容器包装	その他のプラスチック 製容器包装		民間業者

②尾上地域

容器包装 廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	かん	黒石地区清掃施設 組合（委託）に よる定期収集	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん	黒石地区清掃施設 組合（委託）に よる定期収集	民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	黒石地区清掃施設 組合（委託）に よる定期収集	民間業者
	ダンボール	ダンボール		
	その他の紙製容器包装	その他の紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	黒石地区清掃施設 組合（委託）に よる定期収集	民間業者
	その他のプラスチック 製容器包装	その他のプラスチック 製容器包装		

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

平賀地域・碓ヶ関地域は、弘前地区環境整備事務組合に、尾上地域は黒石地区清掃施設組合に加入しており、地域間で実施体制が異なる。

①平賀地域及び碓ヶ関地域

容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	かん	ネットバッグ	パッカー車、 平ボディートラック	弘前地区環 境整備事務 組合環境整 備センター
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	コンテナ		
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	紙ひも		
ダンボール	ダンボール			
その他の紙製容器包装	その他の 紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	ネットバッグ		
その他の プラスチック製 容器包装	その他の プラスチック製 容器包装			

②尾上地域

容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	かん	ネットバッグ	パッカー車、 平ボディー トラック	民間の 保管施設
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	コンテナ		
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	紙ひも		
ダンボール	ダンボール			
その他の紙製容器包装	その他の 紙製容器包装	紙ひも、紙袋		
ペットボトル	ペットボトル	ネットバッグ		
その他の プラスチック製 容器包装	その他の プラスチック製 容器包装			

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

○平川市環境審議会

学識経験者、各種団体の代表者で組織した環境審議会で、一般廃棄物の減量、リサイクルの促進等、市環境行政に関する重要事項を審議する。

○平川市資源物分別指導員

各町会へ資源物分別指導員を設置し、資源物の回収促進と地域住民への指導・啓発を行う。

○家庭ごみの出し方指導

各町会へ家庭ごみの出し方の指導をお願いし、ごみ出しのマナー向上を図る。

○集団回収の支援

町内会、PTAなどの各種団体による集団回収を促進するため、回収重量に応じて報奨金を交付することで支援を行う。

○容器包装廃棄物回収拠点の拡充

町会等と連携した回収拠点の増設について検討し、利便性の向上を図る。